

鳥取スタイルPPA・VPP推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取スタイルPPA・VPP推進支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域事業者による自家消費型の屋根貸し太陽光発電（以下「鳥取スタイルPPA」という。）の家庭への導入を加速させるため、PPA事業者が行う計量・通信機器及びシステム整備の取組を支援することを目的として交付する。

(事業計画書の提出と補助対象事業の選定)

第3条 本補助金の交付を受ける別表1の第1欄に掲げる者は、脱炭素社会推進課長が別途定める時期に、様式第1号により同表の第3欄に掲げる事業の計画を記載した事業計画書を県に提出しなければならない。

2 脱炭素社会推進課長は、提出された事業計画書について、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者等選定委員会）の意見を踏まえ、当該年度の予算額等も参考に事業実施に適切な数を上限として、原則として、事業計画書提出の締切日から30日以内に、様式第2号により審査結果を通知するものとする。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、承認を受けた全体事業計画に基づく事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に、補助事業に要する同表の第2欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第3欄に掲げる額とする。

3 本補助金とは別に県から補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象としないものとする。

5 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たって業務委託（工事請負含む）を行う際には、県内事業者に発注しなければならない。ただし、あらかじめ県内事業者以外の者に発注することについて知事の承認を受けている場合を除く。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、各年度の6月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号、第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

ただし、県が地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「脱炭素交付金」という。）の申請を行った場合は、脱炭素交付金の交付決定から14日以内または交付申請を受けた日から30日以内のいずれか早い日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第3号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

- 第8条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。
- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の3月末日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

- 第9条 脱炭素社会推進課長は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。
- 2 脱炭素社会推進課長は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行うこととし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

(実績報告の時期等)

- 第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月末日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、脱炭素社会推進課長が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるにあたっては、処分の事前に様式第6号により申請するものとする。
 - 4 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

- 第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から15日以内に知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

- 第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 対象事業者	2 対象となる設備・機器等	3 対象となる計画
鳥取県内に本店を有し、鳥取県内において事業を主体的に営む能力を有している者(国及び地方公共団体を除く)。のうち鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取スタイルPPA関連事業の実施事業者選定委員会)の選定を受けた者	<p>鳥取スタイルPPAを推進するために必要な以下の条件に適合する設備・機器等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) PPA事業実施に必要な自家消費等の発電量を計量・通信する機器。 (2) PPA事業に適応できるパワーコンディショナー(既に太陽光発電設備を設置している卒FIT家庭等の交換時期にあたる機器を交換する場合に限る) (3) PPA契約を結んだ相手方敷地内の蓄電池(VPP実施の計画がある場合に限る) (4) PPA契約を結んだ相手方への補償等を行うための損害保険等 	<p>第2欄に掲げる設備・機器等について、以下の取組を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) PPA事業の実施 (2) パワーコンディショナーについては、卒FIT家庭へのPPA推進の実施 (3) 蓄電池については、売電先の地域新電力等とのVPPの実施(当該年度は計画策定でも可)

別表2（第4条関係）

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
(1) PPA用計量・通信機器の機器購入費、設置費、調整試験費 ・電力量計、電力センサー ・遠隔管理用の通信機器 ・送配電事業者に接続するまでの配線	定額	50千円/戸
(2) パワーコンディショナーの更新用機器購入費、設置費、調整試験費、既設機器の撤去処分費 ・パワーコンディショナー、接続箱、表示器 ・電力量計、電力センサー ・遠隔管理用の通信機器 ・太陽光パネルからパワーコンディショナーまでの配線 ・パワーコンディショナーから表示器、電力量計等及び管理用の通信機器までの屋内配線	1／2	50千円/戸
(3) 蓄電池の購入費、設置費、調整試験費 ・蓄電池 ・遠隔管理用の通信機器 ・送配電事業者に接続するまでの配線	1／2	200千円/戸
(4) 損害賠償保険加入費 ・PPA契約を結んだ相手方への補償等を行うための損害保険	定額	10千円/戸